国 住 事 防 第 11 号
令 和 8 年 8 月 10 日

（一社）日本ビルヂング協会連合会会長　殿

国土交通省　住宅局長
（ 公 印 省 略 ）

建築物防災週間（令和８年度秋季）の実施について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年２回実施しているところです。

この度、令和８年度秋季における建築物防災週間につきまして、別添のとおり国土交通省及び特定行政庁において実施することといたしましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。